

1) 応募資格について

質問：フランスの大学の1年目（L1）に登録する場合、給費を受けられますか？

回答：受けられません。

質問：現在、日本の大学の一年生（またはフランスのL1に在籍中）ですが、応募できますか？

回答：基本的には対象外です。応募書類の内容により例外を認める場合があります。

質問：わたしは四年制大卒の社会人ですが、応募できますか？

回答：応募できます。

質問：わたしは修士課程を中退しました。給費生に応募できますか。

回答：応募できます。

質問：すでに大学の交換留学生に選ばれています。給費を受ける資格がありますか？

回答：資格は十分にあります。交換留学の枠組みでの留学は、大学間協定のない大学へ留学するよりも手続きがスムーズです。

質問：私は日本人ですが、現在フランスまたはそれ以外の海外の大学（または大学院）に留学中です。給費生に応募できますか？

回答：原則として、日本の大学（または大学院）に在籍中の方を対象としています。フランスを含む海外の大学で既に学んでいる方も願書は受け付けます。応募時の学年と留学先の学年の目安は以下の表を参照してください。

どの段階に留学するかは留学計画を決める際に指導教授とよく相談して決めてください。

希望する留学のレベル	応募時の学年または状況	志望できる留学先の学年
Master、Doctorat 課程	日本の大学の4年次	Master 1
	M1／修士1年	M2
	M2／修士2年	M2 または Doctorat
	Doctorat／博士課程	Doctorat
Licence 課程	L2／日本の大学の学部の2年次	L2 または L3
	L3／日本の大学の学部の3年次	L3 または M1（尚、M1に登録する場合は、実際M1に出願する際にLicenceまたは日本の学士の学位を取得している必要がある*）

*M1 志望のかたへ

秋学期入学などの理由により日本での学士号取得時期が奨学金応募の翌年の9月になる場合、フランスの大学のM1への出願登録自体ができませんのでご注意ください。

質問：給費留学生に応募するのに年齢の下制限はありますか？

回答：年齢の下制限はありませんが、学歴に関する条件があります。少なくとも高校卒業以上（または同等の資格以上）であること、そして大学2年（またはフランスのL2）以上に在籍中かそれ以上の学歴であることが必要です。

質問：私は結婚していますが、給費生に応募できますか？

回答：応募できます。ただし、配偶者の方には何らのサポートもありません。

質問：音楽の演奏分野で留学を考えています。給費生に応募できますか。

回答：はい、音楽、美術その他の芸術系の実技教育の分野も応募が可能です。ただし、高等教育機関に所属して留学行う場合に限りです。

質問：フランスのコンセルヴァトワールの1年生に今年の秋から留学します。給費生に応募できますか。

回答：フランスの国立、または地方のコンセルヴァトワールに留学するかたは、志望する課程の修了時に付与される免状がLMD(Licence, Master, Doctorat)のいずれかであれば、この奨学金に応募できます。コース修了時に付与されるのがその学校が独自に出すディプロマ/セルティフィカであり、LMDとして正式に認可されていない場合には、本奨学金への応募はできません。志望者は学校側に確認してください。給費開始は応募の翌年の9月からとなります。

質問：コンセルヴァトワールのDAIの課程は奨学金の対象になるでしょうか。

回答：回答は基本的に上記と同じです。志望する課程（DAI）が修了時にLMD(Licence, Master, Doctorat)のいずれかを付与するものであれば応募できます。当該校のDAIがLMDのいずれかに正式に相当するかどうかは、志望校へ確認してください。

質問：専門学校・語学学校への留学はフランス政府奨学金の対象になるでしょうか。

回答：語学学校は対象外です。その他の専門学校については、受講を希望する課程の修了時にLMD(Licence, Master, Doctorat)のいずれか（または正式にそれらのいずれかに相当する場合）が付与されるのであれば応募できます。修了時に付与される免状が、その学校が独自に出すディプロマ/セルティフィカであり、フランスの高等教育・研究省が発行するLMDとして正式に認可されていない場合には、この奨学金への応募はできません。その学校が発行するディプロマやセルティフィカが、高等教育・研究省が発行するLMDのいずれかであるかどうかについては、志望校へ確認してください。

質問：私が志望している学校が発行するディプロムはRNCP（フランスの「全国職業資格総覧」）のniveau I（またはNiveau 7, Niveau 8）です。フランス政府奨学金に応募できるでしょうか。

回答：RNCPの称号はLMDとは違います。取得するディプロムがRNCPのniveau Iであるというだけでは、応募可能かどうかの判断はできません。重要なのはniveau I（またはNiveau 7, Niveau 8）かどうかではなく、LMDのいずれかであるかどうかです。もし、それが正式にLMDのいずれかとして認可されているのであれば、応募できます。志望校に確認してください。

質問：フランスでの滞在期間が6ヶ月でも、奨学金に申請できますか。

回答：6か月で終了するプログラムということなら、応募は可能です。その場合、奨学金の支給期間は6ヶ月となります。

質問：大学の交換留学で留学する予定なのですが、留学の決定時期がオンライン登録期間終了後になります。応募できるでしょうか？

回答：応募できます。登録フォームの第一志望の大学の欄に、交換留学に応募中の大学の名前を記入し、受け入れ承諾書の欄には留学が確定する時期を書いた「届出書」（仏文または英文）を添付してください。万が一、交換留学の学内選考で不合格となった場合は、その旨メールでご連絡ください（宛先：bourses.culturelles@ambafrance-jp.org）。

質問：応募する前に留学先を決めておく必要がありますか？

回答：「留学先がまだ決まっていない」という状況についてですが、自分の中で「志望校が決まっている」のであれば問題ありません。もし、オンライン登録期間内に留学の決定がおりない、或いは受け入れ承諾書が入手できないのであれば、「留学先が確定する時期」や「受け入れ承諾書を入手できる予定」を記載した「届出書」（仏文または英文）を提出してください。問題は、自分の中でも志望校が決まっていない場合です。まずはよく考えて志望校を決め、説得力ある「留学計画」を作成してください。自分の中でも志望先を決めていない段階では、応募はできません。

質問：世帯所得は審査に影響がありますでしょうか。

回答：ありません。世帯所得が低いかたが有利ということもありません。

2) 応募書類について

質問：提出書類は郵送の必要がありますか。

回答：出願は提出書類も含めてすべてオンライン登録です。郵送の必要はありません。

質問：オンライン登録期間において、書類提出の時期は選考に関係ありますか。

回答：関係ありません。

質問：推薦状に宛名は必要でしょうか。

回答：必要ありません。

質問：推薦状は開封していいのでしょうか。

回答：開封してください。

質問：推薦状は複数提出してもいいのでしょうか？

回答：推薦書の提出できる数は決まっていますが、一通あれば十分です。

質問：履歴書の書式や枚数の制限はありますか。

回答：所定の書式や枚数制限はありません。

質問：推薦状や研究計画書には決まったフォーマットはありますか？

回答：カバーページ（オンライン登録のサイトからダウンロード可能）以外の提出書類には規定の形式はありません。

質問：次の場合に、応募できますか？

状況	回答：応募の可否
指導教官の受け入れ承諾書（内諾書）を入手できていない場合	応募可。承諾書が入手できていない理由と入手予定時期を書いて、応募フォームに添付する。
受け入れ大学が決まっていない場合 （交換留学等の学内選考の結果が出ていない、またはM1志望のため翌年5～6月にしか受け入れ結果がわからないため、承諾書を提出できない）	応募可。承諾書が入手できていない理由と入手予定時期を書いて、応募フォームに添付する。
受け入れ大学が決まっていない場合 （どの大学に留学したいのか自分の中でまだ迷っている）	応募不可 （まずは、志望校を決めてください）

質問：受け入れ承諾書の入手がオンライン登録の締め切りに間に合わない場合、いつまでに送ればいいのでしょうか。

回答：面接試験日（一月下旬）より前に（面接日が月曜日の場合は、前の週の金曜日までに）大使館の大学・学生交流部門宛にメールでお送りください（宛先：bourses-cult.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr）。

質問：語学力を証明するには、どのようなテストの証明書が必要でしょうか。

回答：フランス語の場合は、DALF、DELF または TCF (TCF-SO も可)（必須試験）の証明書を提出して下さい。仏検は、フランスの大学では認められておりません。英語の場合は、TOEIC または TOEFL (TOEFL iBT も可) または IELTS の証明書を出して下さい。その他の証明書は認められていません。

質問：英語プログラムで留学する場合も、フランス語の語学能力証明書の提出が必要なのでしょうか。

回答：はい必要です。語学能力証明書は下記のとおりに提出が必要です：

	必要な語学能力証明書
志望するプログラムがフランス語の場合	フランス語能力証明書
志望するプログラムが英語の場合	英語能力証明書 フランス語能力証明書

詳しくは募集要項をご覧ください。

質問：オンライン登録時に「健康診断書」は必要でしょうか。

回答：必要ありません。

質問：オンライン登録に必要な書類の「翻訳」には指定業者がありますか？

回答：ありません。翻訳証明査証も必要ありません。

質問：学業成績証明書の発効日は何ヶ月以内等の規定はありますか。

回答：ありません。

質問：成績証明書の翻訳は指定業者に依頼する必要がありますか。

回答：ありません。仏文、又は英文の成績証明書を学校から交付される場合はそれを提出してください。

質問：成績証明書がまだ出ていません。成績証明書をあとから送ることはできますか？

回答：成績証明書は直近（または昨年度）のものを提出してください。あとから送る必要はありません。

質問：DELTA（または DALF）に合格しましたが、ディプロムがまだ届いていません。オンライン登録の締め切りには間に合わないのでは、仮の合格証を提出してもいいですか。

回答：仮の合格証で結構です。

質問：これから語学試験を受験する予定ですが、試験の結果通知がオンライン登録の締め切りに間に合いません。語学試験の結果のみ、後日郵送することは可能でしょうか？

回答：語学試験の結果がオンライン登録の締め切りに間に合わない場合は、オンライン登録時に「届け出書」を提出してください。オンライン登録締め切り後の語学能力証明書の送付については、募集要項の規定に従ってください。

質問：芸術系実技教育の分野に応募する場合、特別な審査はありますか。

回答：特に特別な審査はありません。他の分野の規定と同様の応募書類を送ってください。その書類審査に合格した場合は、他の分野と同様に面接試験を受けていただきます。

3) 給費額について（期間、延長、他の奨学金との重複受給など）について

質問：他の奨学金と重複して受給することはできますか？

回答：募集要項で併給が禁止されているもの以外は、基本的に重複受給（または併給）が可能です。詳細は募集要項をご覧ください。

質問：給費の延長はできますか？

回答：原則として延長はありません。詳細は募集要項で確認してください。

質問：給費生として留学するにはビザの取得が必要になりますか？

回答：はい、給費生でも3ヵ月以上の留学には学生ビザの取得が必要です。学生ビザ取得には、まず[フランス政府留学局（キャンパスフランス）](https://www.japon.campusfrance.org/ja/campusfrance)にオンライン登録をしてから、領事部にビザ申請をします。給費生のビザ申請手続きは優遇されますが、申請から取得まで2〜3週間かかります。

質問：留学中にアルバイトはできますか？

回答：時間の制限はありますがアルバイトは可能です。興味のある場合は下記サイトをご参照下さい：

<https://www.japon.campusfrance.org/ja/travailler-pendant-ses-etudes>

質問：個人的な都合（病気や家族および資金面等の問題）により日本に帰国しなければならないとなった場合、奨学金の受給は続けられますか。それとも返還しなければなりません。

回答：フランス政府奨学金はフランスでの勉強に対して支給されるものです。本人負担での一時帰国は別とし、途中で留学を打ち切る際はその段階で給費は停止となります。また、たとえ一時帰国にせよ1ヵ月以上の長期にわたりフランス不在となる場合は本奨学金の担当者に事前にお知らせください。

質問：文系の場合、インターンシップの間も滞在費の支給はありますか？

回答：文系の場合も受講するプログラムに必須のインターンシップ(stages)であれば、その期間も奨学金が支給されます。ただし、stagesではなく、授業（講義）そのものがフランス国内と海外で行われるプログラムの場合、フランス国外で行われる授業の期間は奨学金は支給されません。

質問：フランス政府奨学金留学生試験合格後、当初の留学計画（留学先の大学、履修課程など）を変更することは可能ですか。

回答：原則として変更はできませんが、やむをえない事情により、大使館が特例を認めた場合は可能です。変更の希望がある場合は、必ず給費担当者に連絡して下さい。

質問：奨学金は月払いでしょうか。ユーロ、円のどちらで支払われますか。

回答：月払いで、ユーロで支給されます。フランスで開いた銀行口座に振り込まれます。

質問：社会保険料のみの給費も毎月支払われるのでしょうか。

回答：社会保険料はフランス政府が直接負担し、給費期間中、直接社会保険事務所に支払われます。給費生との間にお金の授受はありません。

4) 面接試験について

質問：面接試験は何分間行われますか？

回答：ひとり 20～30 分です。

質問：時間配分はどのようになりますか？

回答：最初に受験者のプレゼンテーションが 10 分、その後面接官との質疑応答が 10～20 分です。

質問：面接は日本語でも行われますか？

回答：面接では日仏混成の面接官が面接し、使用言語は一言語です。

通常はフランス語で行われますが、英語で行われるプログラムに留学希望の受験者は、希望があれば、英語での面接が可能です。日本語の面接はありません。面接の言語は、オンライン登録する際に選択できます。

質問：面接はどのような形式で行われるのでしょうか？

回答：面接は 1 人ずつ行います。文系の面接では、まず、ビジュアルな資料（必須）を用いて自分の「研究・留学計画」について発表（プレゼンテーション）を行っていただきます。パワーポイントなどの資料を用いるか、書かれた資料のコピーを配布するなどして、発表してください。ただし一字一句を読み上げることはできません。詳細は募集要項を参照してください。

質問：面接受験者は研究・留学計画の発表の詳細な内容を暗記する必要がありますか？

回答：いいえ。発表は丸暗記した研究・留学計画を暗誦することではありません。用意したパワーポイント原稿等の内容をただ読み上げるのでは、発表の意味があり

ません。発表内容を十分吟味し、自分の言葉で、説得力ある発表を行ってください。

質問：プレゼンテーション（発表）用の原稿（パワーポイント等）はどのようなものを準備すればいいのでしょうか。

回答：対面面接の場合、必ずパワーポイントと pdf の二つの形式の原稿を USB で持参して下さい。あるいは、パワーポイントを利用せず、面接官に原稿のコピーを一部ずつ配布しても結構です。発表時に使用する PC はこちらで用意します。オンライン面接の場合の発表原稿の送付方法については、募集要項を参照してください。

（発表原稿の模範例）

*発表の要点を箇条書きにまとめたもの。

- ▶ 自己紹介（1 ページ）
- ▶ 研究テーマ（2～3 ページ）
- ▶ 志望動機（1 ページ）

質問：芸術系実技教育の面接の場合、特別な準備が要りますか。

回答：面接全体の構成や、発表原稿の内容、持ち時間は、すべて他の分野の面接と同様です。面接では、面接官が受験生を審査するうえで必要な情報を提示することが求められます。受験する分野の如何に限らず、募集要項に記載されている面接の際の注意事項や推奨事項を遵守してください。➡

特に芸術系実技教育の分野だけを特別扱いはしませんので、面接という限られた設定の場でいかに自分の能力をアピールするかは、各受験生の工夫しだいです。この分野の受験生のためだけの特別な会場設定や面接設定は一切ありません。たとえば、ピアノ科の受験生のために面接会場にピアノを用意したり、バレエの分野の受験生のために踊るスペースを用意することはできません。受験生がいかに自分の芸術的才能を「面接」という限られた形のなかで表現できるかが問われます。その代わりに、たとえば器楽演奏部門の受験であれば、面接の際に自分の演奏を録音したものとそれを再生するための機材（ポータブル・オーディオ・プレーヤーなど）を持ち込み、発表原稿の一部として自分の演奏の録音の再生を盛り込むことは可能です。またダンス、バレエ、その他の実技分野の受験者が自分の実技の動画を面接時間内に再生することも可能です。また、絵画、彫刻、写真等、受験生が制作した作品を面接会場に持ち込み（大きさなどの点で持ち込み可能なものであれば）提示・説明することも可能です。ただし、いずれの場合も、それらの提示に必要な道具や機材はすべて受験生の持ち込みであり、受験生本人による機材の設定・再生も含めてすべて面接時間内でしか受けつけません（事前の搬入・設定はできません）。また、これらすべての通常面接とは違う行為により面接会場内の何がしかを破損・損傷した場合は受験生の責任です。また、面接中に発表に関する何らかの不具合が生じた場合、大使館は一切責任をとりません。なお、演奏や動画の再生、自分の作品の提示はあくまでも発表原稿の一部として盛り込むことができるという意味であり、すべての分野に共通の発表原稿の模範例を崩すことはできません。面接時間全体を演奏や動画の再生、作品の提示と説明だけに費やすことはできません。

質問：試験結果通知が届かない場合、結果の問い合わせを大使館に尋ねることは出来ますか。

回答：最終試験結果は2月中旬にメールで送ります。その前にお問い合わせを頂いても結果はお知らせできません。

5) その他、フランス政府奨学金全般について

質問：募集人数は何人でしょうか？また倍率はどれくらいでしょうか？

回答：募集人数は決まっておりません。倍率は公表しておりません。

質問：渡航日程の制限はありますか？例えば、奨学金の試験に合格した翌年に留学することはできますか？

回答：奨学金に合格した権利を翌年に持ち越すことはできません。合格した年に渡仏する必要があります。

質問：留学後日本に戻って活動をするという受験者の方が優先されますか？

回答：留学後のキャリアを日本で積むかフランスで積むかは審査には影響しません。

質問：これまでしてきた勉強・研究の専門分野を変更して応募することはできますか？

回答：奨学金の試験を受けるにあたっては、文系から理系、理系から文系、または同一系内の分野変更など、すべて可能です。ただし、選考過程では、これまでの勉強・研究内容、留学先での勉強・研究内容、留学後の勉強・研究内容のすべてに一貫性、連続性があることが重要視されます。また、受け入れ側の大学の応募資格（要求される学歴）も必ず確認してください。自分ではその分野に興味・関心があると思っても、これまで勉強してきた分野が留学先でしたい勉強・研究の分野と違う場合、受け入れ大学側が合格を出さない場合があります。

質問：3か月以上フランスに留学する場合、フランス政府留学局（日本支局）の Etudes en France のオンライン登録が必要だと思いますが、奨学金の試験の可否が決まってから登録したほうがいいのでしょうか？

回答：奨学金の試験の可否が決まる前からオンライン登録を始めて頂いて構いません。ただし、Etudes en France の登録料は一旦払い込んでしまうと、払い戻しができません。奨学金試験の合格者には、この登録料の支払いが免除になるという特典があるので、オンライン登録フォームに記入できる必要事項だけ記入し、登録料の支払いは保留にして可否結果を待ってからその先の手続きを進めてください。